

公 告

平成28年3月1日

公告第583号

大同生命健康保険組合
理事長 北原 睦朗

平成28年度任意継続被保険者の標準報酬月額

平成28年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について、健康保険法第47条にもとづき、下記のとおり公告する。

記

1. 標準報酬月額（上限）： 第26等級 380,000円

（平成27年9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額 378,772円）

任意継続被保険者の標準報酬月額は、①か②のいずれか低い額となる。

① 退職時の標準報酬月額

② 380,000円

2. 適用期間： 平成28年4月1日～平成29年3月31日

以 上